

(参考 1)

- 令和 7 年度補正予算案においては、新たに、「国土強靭化対策と一体的に実施する大規模修繕等支援」がメニューに盛りこまれた（＝一体的であることが条件）ところであるが、本事業において、一体的に実施する国土強靭化対策については次のとおりとする。
  - ① 今回の協議において、国土強靭化対策分（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い採択されたもの
  - ② 本協議実施時点において、本交付金の国土強靭化対策分（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）に係る交付決定を受け、事業を実施しているもの。
  - ③ 平成 30 年 2 月 1 日以降に実施された国土強靭化対策（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等の改修等）であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了しているもの又は令和 8 年 3 月 31 日までに事業完了が見込まれるものであること（全額事業主負担によるものを含む。）。
- ※ ①にあるように、今回の国の協議等において大規模修繕等の要望と同時に協議する国土強靭化対策分（水害対策強化事業・非常用自家発電設備整備）の要望が不採択となった場合には、国土強靭化対策分（水害対策強化事業・非常用自家発電設備整備）と、大規模修繕等のいずれについても不採択となりますのでご了承ください。